

戸籍謄本・抄本等交付申請書(郵送用)

年 月 日

次のとおり、手数料(定額小為替)、返信用封筒(切手貼付)、本人確認書類の写しを添えて請求します。

請求者	住所	〒	連絡先	※昼間に連絡がつく電話番号
	ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦
	氏名			年 月 日生
必要な人との関係		本人・配偶者・子・父母・祖父母・孫・その他()		

本籍	三重県 亀山市	筆頭者	
----	------------	-----	--

必要な証明書の種類	手数料	必要な方の氏名	必要な通数
戸籍謄本(全部事項証明書)	450円		通
戸籍抄本(個人事項証明書)	450円		通
除籍謄本(除籍全部事項証明書)	750円		通
除籍抄本(除籍個人事項証明書)	750円		通
改製原戸籍謄本(大正・昭和・平成)	750円		通
戸籍の附票(全員の写し) ※1 (本籍:要・不要 / 在外選挙:要・不要)	300円		通
戸籍の附票(個人の写し) ※1 (本籍:要・不要 / 在外選挙:要・不要)	300円		通
改製原附票(平成) ※1 (本籍:要・不要 / 在外選挙:要・不要)	300円		通
身分証明書 ※2	300円		通
独身証明書	300円		通
住民票(本籍:要・不要 / 続柄:要・不要)	300円		通
その他()証明			通

※1 在外選挙については、附票に在外選挙人の登録情報の記載がある人が対象です。

※2 本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

申請の理由 (証明の使いみち)	<input type="checkbox"/> 相続手続 被相続人(死亡された人)の氏名 () 被相続人の <input type="checkbox"/> 出生から死亡まで連続した戸籍 [__セット] <input type="checkbox"/> 出生から婚姻まで連続した戸籍 [__セット] <input type="checkbox"/> 婚姻から死亡まで連続した戸籍 [__セット] <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> パスポート申請 パスポートを取得される人の氏名 () <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> 婚姻届 <input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 転籍届 <input type="checkbox"/> 分籍届 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 車の廃車等の手続 車検証の住所及び氏名 () <input type="checkbox"/> その他()
※右の該当する□に チェックしてください ()欄をご記入ください	
その他連絡事項	

最近2週間以内に 戸籍の届出をされましたか?	いいえ はい 年 月 日 届出をされた市区町村名 _____ 届出の種類 _____ 届
---------------------------	---

●令和4年1月11日以降、戸籍の附票は生年月日・性別が記載され、本籍・筆頭者・在外選挙人の登録情報(登録者のみ)の記載が原則として省略されます。

●証明書の手数料は、市区町村によって異なりますので、あらかじめ請求先の市区町村へご確認ください。

●戸(除)籍謄本等の申請は、原則として本人又は直系の親族の人からしかできません。

それ以外の代理人が申請される場合は、本人又は直系の親族からの委任状が必要になります。

●相続手続き等、場合によっては続柄の分かる戸籍謄本(抄本)の写しなどの資料が必要な場合があります。

●自署の場合は、押印不要です。ゴム印又はデジタル印字等の場合は、記名押印してください。

郵送での戸籍謄本・抄本等の取り寄せ方法について

戸籍(除籍)謄本・抄本や附票、身分証明書などは、本籍のある市区町村から郵送で取り寄せることができます。

<取り寄せに必要なもの>

- ① 申請書 戸籍謄本・抄本等交付申請書(郵送用)に必要事項を記入します。
- ② 手数料 請求先の市区町村にあらかじめ確認し、必要分の定額小為替(切手不可)を同封します。定額小為替は、ゆうちょ銀行(郵便局)で購入できます。
- ③ 返信用封筒 返信先の現住所・氏名を記入し、切手を貼ったものを同封します。お急ぎの場合は、速達料の切手を貼ってください(レターパックでも可)。
メール便、宅配便、ゆうパック等は、返信用に使えません。
- ④ 本人確認書類 公的機関が発行した本人確認書類をコピーします。

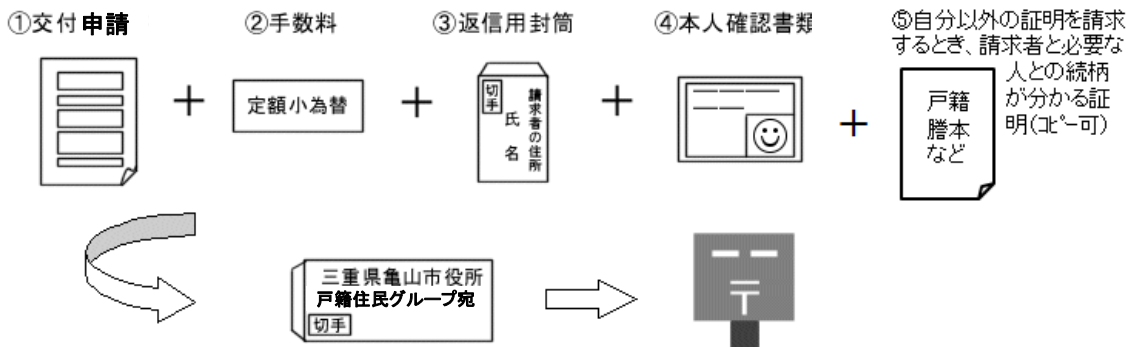
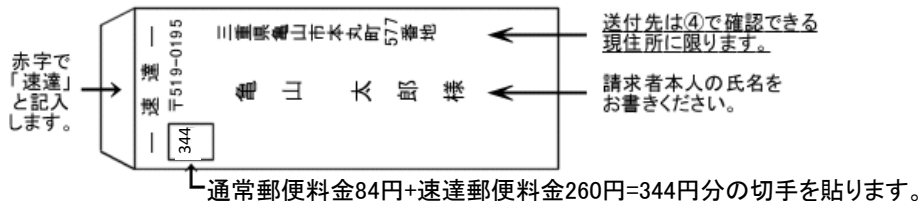
本人確認書類とは

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国民健康保険証等の被保険者証などで現住所・氏名の記載があるもの

※パスポート、年金手帳等は、現住所が記載されていないので、郵送請求の本人確認の書類となりませんので、ご注意ください。

<請求方法> ①②③④を同封し、請求先市区町村の住民票・戸籍係に請求します。

例: 速達郵便で請求する場合



<注意事項>

- 申請書の記入内容や必要なものに不備があると、未処理のまま返送される場合があります。
- 亀山市では、平成21年3月28日に現在戸籍の電子化を行いました。そのことに伴い、平成21年3月27日以前の戸籍の証明が必要な場合は、改製原戸籍を請求してください。また、電子化後の戸籍では、継続中でない身分事項は記載されません。
- 戸籍の附票は、平成21年3月28日時点以降の住所地の記載となりますので、これ以前の住所地の証明が必要な場合は、改製原附票を請求してください。
- 郵送での請求は、配達の日数と役所(場)での処理日数がかかります。余裕をもって申請してください。
- 証明書の枚数等によって郵便料金に差が生じますので、本市への返送を防ぐために、すべての返信用封筒に【不足分受取人払】のゴム印を押印させていただきます。
- 虚偽の請求などの不正行為は、法により罰せられます。
- 個人のプライバシーの侵害につながるおそれのある請求に応じることはできません。

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地
亀山市 市民文化部 市民課 戸籍住民グループ 電話 0595(84)5003・5004